

みなみすこやか定期貯金

商 品 名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：みなみすこやか定期貯金
取扱期間	・令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
ご利用いただける方	・以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金および農業者年金をいいます。
期 間	・定型方式 1年（非自動継続式）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 取扱店舗	・一括預入 ・1円以上100万円以下 ・1円単位 ・公的年金の受取指定店舗に限定
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率（スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.225%を上乗せした利率）を満期日まで適用します。 ・ただし、預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店金融共済部管理課（電話：042-594-1011）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる 事項	・金利上乗せ期間（1 年間）は、利用分量配当の対象外となります。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みなみ